

Taxing times

International Business Report 2010





はじめに

世界中の政府は1世代にわたる深刻で長期にわたる不況で積み上がった公的債務の水準を引き下げる必要に迫られています。財源を調達(確保)する必要から事業活動に課される税金の金額にメディアの注目が集まっています。メディアの見出しは公開企業の財務諸表上の利益に対する実効税率に焦点を当てています。しかし、この税率はすべての税負担を反映したものではありません。

あらゆる企業は利益への課税に加え、売上税・関税・給与に関連する租税・社会保障費用など、様々な種類の税を支払ったり、徴収の補助をしています。税負担は税率ばかりでなくその国の税務当局のために、税務行政の運用の肩代わりを要求されていることにも原因があります。

オーナー経営企業(Privately held businesses)は世界の企業の98%を占めていますが彼らが納める税の総額が見出しを飾ることはありません。グラント・ソントン・インターナショナルビジネスレポート(IBR 2010)は参加36の主要国のあるあらゆるオーナー経営企業(PHBs)のオーナー並びにディレクターに税務の問題について意見を求めました。このレポートが特に焦点をあてている税の問題は、もっとも負担と感じる税の問題、並びに海外拠点設立時に場所を決定するのに影響を及ぼす 税制の観点です。

調査結果は世界中のPHBsが経験した様々な税の中で負担とを感じる税の全体像を示しています。香港やシンガポールのような国では企業は税制に満足していますが、他の多くの国のオーナー経営企業(PHBs)は負担とを感じる税が少なくとも1種類あります。

今年見られる一つの傾向は税負担感が事業利益にかかる税から給与に関連する租税へとシフトしたことです。これは企業のオーナーが景気後退期に利益がごく少額であったり、ほとんど上がらなかったりなかったにもかかわらず、従業員を解雇するのを嫌っていたのが原因かもしれません。オーナー企業(PHBs)が支払った給与に関連する租税はその税負担総額の大部分を占めています。

オーナー企業(PHBs)が新しい地域で事業を開始しようとする場合、税制上の優遇措置が重要になりますが、企業のオーナーはその国の税制の安定性も重要だと考えています。オーナー企業(PHBs)は新事業で経済的なリスクを負う準備をしていますが、事前の適切なプランニングにより最小化する税リスクは必ずしも考慮していません。

オーナー企業(PHBs)への重要なメッセージはオーナー企業(PHBs)が自国でも海外でも、投資の決断をするに当たっては税の問題を議題の上位に掲げる必要があるということです。自国の税の仕組みに詳しいと思いますがオーナー企業(PHBs)は税率の変動や新税の導入に柔軟に対処するように備える必要があります。



Ian Evans
グローバルリーダー：税務サービス担当
グラント・ソントンインターナショナル

税務をめぐる環境

ここ2年以上にわたり、数多くの経済は今までで最も深刻かつ長期の不況を経験してきました。政府は企業救済策、重点分野への融資、量的緩和及びその他のマクロ経済政策を駆使し長引く不況の原因を払拭しようとしてきました。今やこれらの救済政策が実を結び、歳入がほぼ税収で賄えるようになってきています。

これは税率及び租税政策の転換の必要性を示していますが、その方法や時期は明確ではありません。世界中のオーナー企業(PHBs)にとって共通点は不確実性です。

改革への圧力

税収増加への圧力は税制の構造に緊張をもたらしています。これら税制の多くは、過ぎ去った時代に形作られ、改正を重ねてきたもので、税の増収や、特定の業種への刺激策を講じるような迅速且つ適時に対応できる仕組みが必要な現代の経済社会で機能しなくなっています。

税制の見直し

税制は自国の経済が世界の舞台で競争できるように徹底した見直しが必要だと認識している国もあります。2009年にニュージーランド政府は作業グループを立ち上げ自国の税制を見直しました。しかしその報告書からはっきりした成果は現れませんでした。その結果を受け政府は税制の目立った変更はしませんでした。

インドの税制は継続的に改正されてきています。例えば、情報技術分野を活性化させる事を目的にインド政府はソフトウェア開発会社に10年間の免税期間(2009年3月に期限切れを迎えました)を与えました。この免税期間は1年ごとに2年間延長されました。制度のこのような改正は事業計画に不確実性を与えます。しかしながらインドは最近直接税の規定を書き換え、2010年に発効する予定になっています。

他の国や地域では全体として体系がどのように働くかの構想なしに、政府は幾多の修正を税の規定に加えることで段階的に税制を改正するアプローチをとっています。これはアメリカ合衆国がとっているアプローチで国内企業や国際的企業にとって理想的な環境は生み出しません。

インドの経済は極めて適正に規制されていますが税務行政は官僚的で、小規模企業はハードルに直面しています。税率はそれほど高くなくとも、直接税、付加価値税及びサービス税の多岐にわたる税務コンプライアンスを実施するには、外部の専門家のアドバイスも必要となり、多額の報酬を支払えるほど規模の大きくない組織には痛手となります。しかしながら、インド経済の成長はこのような現行の税制下でも続いています。

Pallavi Joshi Bakhru
Grant Thornton, India



プエルトリコでは今後3年間の会計年度で商業用不動産所有者は不動産税の追加的特別賦課額を支払わなければならなくなります。この暫定税の増額分は財政赤字を減らすという政府の取組の一環として課税されました。これにより、この島の低迷した不動産市場の経済負担を増大させました。

Maria de los Angeles Rivera
Kevane Grant Thornton, Puerto Rico



即効性のある歳入

多くの国で政府は増大する公的債務を返済(償還)する目的で、早急に追加的な税収を増やす必要があります。政府は熟慮して税制を見直し、長期にわたり総税収を増大させる租税法の規定を、構造的に改正をしている余裕はありません。政府は早急に財政を安定させるため、間接税の改正が解決手法として、よく取られます。

法人所得や個人所得にかかる直接税の税率は、通常事業年度初めに決定することが必要であり、その年度末或いは数ヵ月後に徴収されます。したがって、直接税の引き上げは、政府が必要とする追加的な資金を生み出すには何年も要します。それとは対照的に間接税の税率の引き上げ並びにその範囲の拡大は、かなり即効性のある歳入源を作り出す傾向があります。これは四半期毎、または月毎に政府に代わり企業が税を徴収するからです。



インターナショナルビジネスレポート結果

税負担

「経営者の視点から、自国で最大の負担と思われる課税について」質問しました。

世界的に見ると、オーナー企業(PHBs)にとって、法人所得税が最も負担となる税と考えられており、経営者の25%は自国でそれを最も負担として挙げています。この傾向はそれ以前の2009年(27%)、2008年(23%)と同様です。

所得税および給与に関連する租税はオーナー企業(PHBs)にとって同程度の負担感であり、回答でも所得税が22%、給与に関連する租税23%が最大の税負担のグループと考えています。これは2009年の傾向と同様で、オーナー企業(PHBs)の19%が所得税を、また20%が給与に関連する租税を最も負担に感じています。

最大の負担と思われる課税の種類

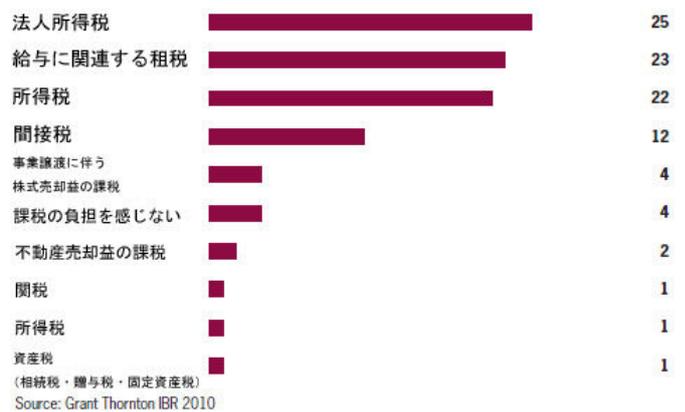


表2：最大の負担と思われる課税の種類(国・経済地域別)

法人所得税	個人所得税	給与に関連する租税	間接税	課税の負担を感じない
日本(46%)	デンマーク(60%)	ベルギー(74%)	アルゼンチン(53%)	香港(53%)
ヴェトナム(41%)	フィンランド(54%)	ポーランド(65%)	タイ(42%)	シンガポール(38%)
中国(34%)	ニュージーランド(38%)	スウェーデン(52%)	メキシコ(41%)	
マレーシア(32%)	カナダ(37%)	フランス(52%)	台湾(37%)	
ギリシャ(31%)	米国(36%)	ブラジル(45%)	ボツワナ(36%)	
イタリア(23%)	南アフリカ(31%)	オーストラリア(42%)	チリ(31%)	
	チリ(31%)	ドイツ(39%)	インド(29%)	
		アイルランド(39%)	アルメニア(27%)	
		英国(38%)	フィリピン(25%)	
		トルコ(34%)		
		ロシア(31%)		
		スペイン(29%)		

Source: Grant Thornton IBR 2010

表2は最も負担と思われる税目を国別に表しています。事業をする際に自国で最も負担となる税項目を、その税目が最も負担になると報告したオーナー企業(PHBs)の割合に従ってランク付けをしました。

間接税ではアルゼンチンのオーナー企業(PHBs)の53%が最も負担が大きいと回答し、世界でもトップの結果でした。間接税が最も負担が重いと感じている国の数は毎年増加の一途をたどっています。2008年の5カ国、2009年の8カ国と比較しても、9カ国の企業がこの税を負担とするリストのトップに挙げています。一方(2008年の11カ国、2009年の12カ国との比較)わずか6カ国のオーナー企業(PHBs)が法人所得税を最も負担が重いと考えています。

アメリカ合衆国のオーナー企業(PHBs)にとって最大の税負担は、法人所得税(30%)から個人所得税(36%)にシフトしました。2009年に合衆国のオーナー企業(PHBs)の35%が、この二つの税が最も負担だとし、法人所得税と個人所得税を同ランク(同程度の負担)にしました。2009年に給与に関連する租税を最も負担が大きいと回答したのはオーナー企業(PHBs)のわずか11%でした。

ほとんどの国においてオーナー企業(PHBs)がどの税目を最も負担に考えているかについては明らかに突出した税目があります。間接税と個人所得税が同利率(31%)であるチリは例外です。2009年は、スペイン並びに英国では給与に関連する租税と法人所得税が同率でしたが、2010年は両国のオーナー企業(PHBs)の大多数が給与に関連する租税が最も大きい負担と考えています。

ポーランドの雇用主は被雇用者に支払う1ユーロ毎におよそ0.67ユーロを税金及び社会保険料として支払わなければなりません。雇用主は被雇用者の収入、配偶者との合算申告の選択、様々な控除金額を考慮に入れ、彼らの源泉徴収税、社会保険料、健康保険料を毎月計算し支払う義務があります。雇用主は更に労働基金、雇用者福利保証基金、身体障害者リハビリテーション基金及び企業社会基金に拠出金を計算して支払わなければなりません。人件費並びに被雇用者に有利な労働法は、経営者が労働市場を含む市場の変化に対応することへの深刻な障害となっています。

Dariusz Bednarski
Grant Thornton Frąckowiak, Poland



給与に関連する租税

調査した36カ国中12カ国のオーナー企業 (PHBs) が給与に関連する租税が最も負担な税目であると考えており、世界的にもオーナー企業 (PHBs) の23%がそのように考えています。ヨーロッパの企業は給料に関連する租税が最も大きな課題としており、オーナー企業 (PHBs) の38%がこの種の税を最大の負担であると回答しています。一方ラテンアメリカ及びアジア太平洋地域では、給与に関連する租税の負担感はあまりありません。例えばチリの企業では3%が給与に関連する租税を税負担のトップに挙げているだけです。しかし、どの地域にも例外があります。例えば、40%以上のオーストラリア及びブラジル企業は給与に関連する租税が最も負担が重いとされています。

調査したベルギーの非公開企業 (PHBs) の4分の3が国内では、給与に関連する租税が最も重い課税だと考えています。これは調査したすべての国で、1つの税目に対する回答としては最も高い回答値でした。

ポーランド企業は、給与に関連する租税に関し意見が一致しており、非公開企業 (PHBs) の65%が国内では、この種の税が最も負担が重いとされています。

表 3 : 給与に関連する租税が最も負担と回答した国

	(%)
ベルギー	74
ポーランド	65
スウェーデン	52
フランス	52
ブラジル	45
36 カ国平均	23
インド	6
アルゼンチン	5
デンマーク	5
チリ	3
タイ	2

Source: Grant Thornton IBR 2010

法人所得税

アジア太平洋地域を拠点にしている企業は3年連続で、法人所得税が最も負担だと回答しています。ラテンアメリカの11%と比べ、アジア太平洋地域の非公開企業 (PHBs) の32%がこの税を負担だとしています。

比較的高い法人所得税率が税の負担感を生み出しています。2009年会計年度中日本の国内法人税率は30%でしたが、企業はさらに地方税を支払うので実効税率は42%に引き上げられます。これは世界で最も高い法人所得税率の1つです。中国本土の2009年の法人課税は国内企業および外資企業とも25%でした。中国の税務行政の執行自体が、税負担を助長していると感じています。

間接税

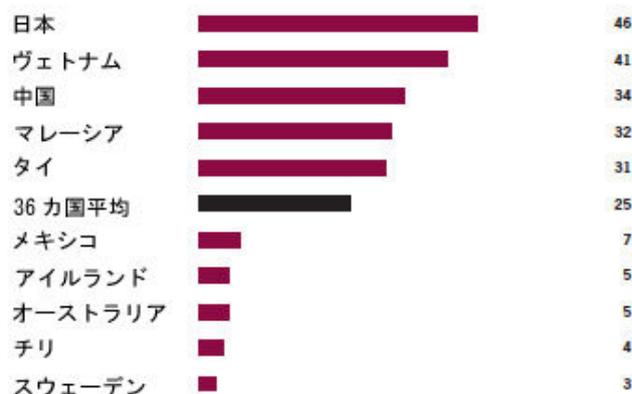
この種の税には下記のような様々な分野の税があります。

- ・売上税、サービス、使用税 (付加価値税や物品サービス税を含む)
- ・物品税
- ・固定資産税及び動産税 (印紙税など)
- ・消費税

ラテンアメリカの非公開企業 (PHBs) (平均で32%) 並びにボツワナ (36%) ・アルメニア (27%) ・台湾 (37%) ・タイ (42%) などの新興経済国の非公開企業 (PHBs) は、間接税の負担を最も重いと感じています。

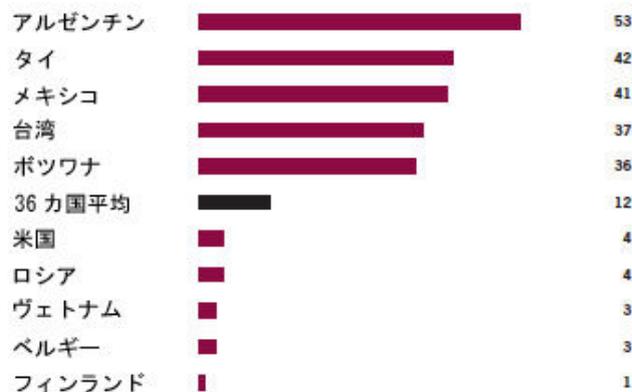
間接税の徴収・納付手続きに関して、外部に専門的な支援を求める予算がない小規模企業にとっては、重い負担を課する可能性があります。

表 4 : 法人所得税が最も負担だと回答した国



Source: Grant Thornton IBR 2010

表 5 : 消費税が最も負担だと回答した国



Source: Grant Thornton IBR 2010

アメリカ合衆国では、税制は複雑化しすぎてしまい、時代遅れで、現実の経済と歩調が合っていません。アメリカの税制は他の世界の国々の税制とも異なる路線を歩んでいます。アメリカの企業はこの制度によって競争力の低下が懸念され、租税法自体が国際競争のみでなく国内競争でも重荷になっています。

Jeff Olin
Grant Thornton, United States



個人所得税

個人所得税の負担は所得税率が高いデンマーク・フィンランド・オランダの北欧諸国の非公開企業(PHBs)が強く感じる傾向があります。

しかしこれらの税負担は 個人所得税にメディアの注目が集まっている国々の非公開企業(PHBs)のオーナーも強く感じています。このメディア効果は38%がこの税が最も負担だと回答したニュージーランドで、はっきり現れています。

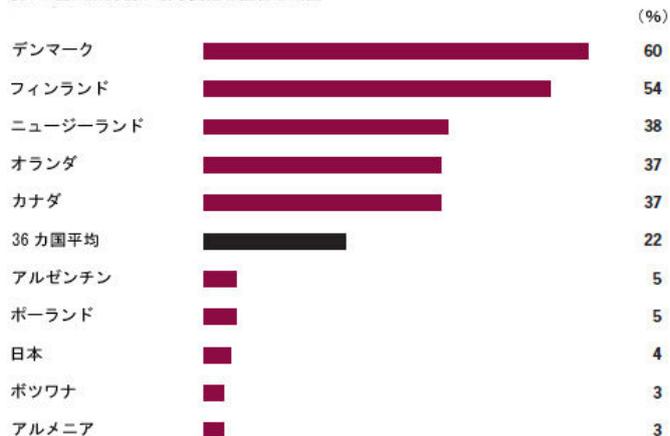
税負担感無し

事業にかかる税負担を減らしたい場合は東南アジアが移転先となります。香港の非公開企業(PHBs)は、税制の満足度が高い傾向があり、53%が負担になる税はないと回答しています。この割合は38%が負担に思う税はないと報告した去年の結果と比べ大きく上昇しています。この高い満足度は人口のごく一部しか課税義務がないということも関係しているでしょう。

シンガポールでは非公開企業(PHBs)の38%が負担に思う税はないと回答し、税制への満足度も極めて高くなっています。これは2009年の18%と比べると著しい増加です。香港とシンガポールの税制は、シンガポールが物品・サービス税(GST)があるのを除くと、大変よく似ています。しかしながら、シンガポールの非公開企業(PHBs)の13%のみ間接税(GSTを含む)のグループを負担だと回答していないことから、この税を負担と思うまでは数字に表れていません。

ベトナムの税制は導入後まだ20年しかたっておらず、企業は政府が課す25%という高い法人税率に不満を感じています。多くの非公開企業(PHBs)のオーナーは自分達が支払った税の見返りが無いと感じています。

表 6 : 個人所得税が最も負担と回答した国



Source: Grant Thornton IBR 2010

中国本土は世界中で最も複雑な税制を敷いています。ここでは付加価値税、営業税、法人所得税および個人所得税などあらゆる税が含まれていることに加え全世界ベースでの課税システムが取られています。多国籍企業に対する移転価格税制租税回避否認規定が近年導入され、結果、これらの企業の管理上の負担が増大しました。

移転価格の報告のために9枚の書類すべてに記入しなければなりません。税制の執行も日割りでペナルティを課すような強固な方向に向かっています。

Leo Guan
Jingdu Tianhua Grant Thornton, China



ニュージーランドでは労働党の政府が2000年に39%と最も高い税率に引き上げて以来、個人所得税率は政治的にも問題になっています。この高い税率は上位5%の個人にしか影響がないとみられていましたが、より多くの人々が財政的歯止めにより、トップの税率課税者層へと入れられました。最高税率は1%引き下げられ、7万ニュージーランドドル以上の年収に最高所得税率38%が課せられています。高い所得税率は頭脳流出—高い能力ある人材が他国へ移住する—を加速させます。しかし自国で育った人材のこのような損失は世界的な財政危機により最近歯止めがかかり減少しています。

Greg Thompson
Grant Thornton, New Zealand



海外投資時における税務の影響

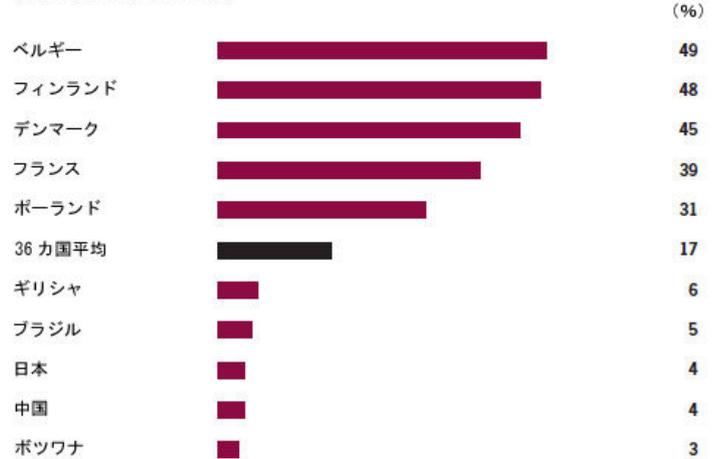
経営者に自国以外で操業基地の設立を考える場合に、税制のどの側面が決定に影響を及ぼすか質問しました。(複数回答可)「影響を及ぼすかは不明」、他の国に投資する際「税制は特に影響しない」という回答もありました。

経営者の17%はその国の税制の側面がそこに支店を設置する決定に影響を及ぼさないと回答しています。

世界中から寄せられた回答は様々です。北欧の非公開企業(PHBs)は、その中でも、他の国に投資をすることを決定する際、税制にもっとも注意を払わない傾向があります。ポーランド、フランス、デンマーク、フィンランド、ベルギーのPHBsの30%は営業拠点を決める場合、進出しようとする国の税制を考慮に入れないと回答しています。これとは対照的に、南欧、ラテンアメリカ、アジア太平洋地域の非公開企業(PHBs)にとって税制投資の決定においてもっとも重要な要因となっています。スペイン、ギリシャ、ブラジル、アルゼンチン、台湾、日本そして中国本土にある非公開企業(PHBs)の10%未満は 税制は投資の決定を左右しないと回答しています。しかしながらこれらの国の数カ国は「分からない」との回答の割合も非常に多く、例えば日本は39%、ブラジルは49%です。

これらの回答はPHBsが海外で操業をどこに置くかを決める場合に税制が必ずしも要因のリストのトップになるとは限らないことを示しています。

表7：税制は特に影響しない



Source: Grant Thornton IBR 2010

海外投資の際に考慮する税制側面

ほかの国に投資をしようとする場合、非公開企業(PHBs)が同じように重きを置いている税制3つの要素があります。

- ・低い法人所得税率(39%)
- ・税制上の優遇措置 - 5年間の免税期間など(41%)
- ・税制の安定性(38%)

表8：海外投資の際に税制のどの側面を考慮に入れますか。

36カ国平均	(%)
5年間の課税免除	41
法人税率が低い	39
税制の安定	38
設備投資に対するインセンティブ	31
社会保険等	28
わからない	19
研究開発に関するインセンティブ	18
税制は特に影響しない	17

Source: Grant Thornton IBR 2010



香港では人口のわずか約5%しか納税義務がなく、税制はシンプルです。付加価値税や売上税はなく投資所得に対する課税や雇用に関連して経営者が負担する税はありません。法人所得税はわずか16.5%です。香港の自信の高さは、経済が深刻な景気後退に一度も陥っていないところに起します。それを支えているのは中国本土からの投資による高い不動産価値です。

Gary James
Grant Thornton, Hong Kong



日本の人口のある程度の割合は税金を費用というより政府への貢献と考え、他の国々、とりわけ西洋諸国ほど節税に注目していません。

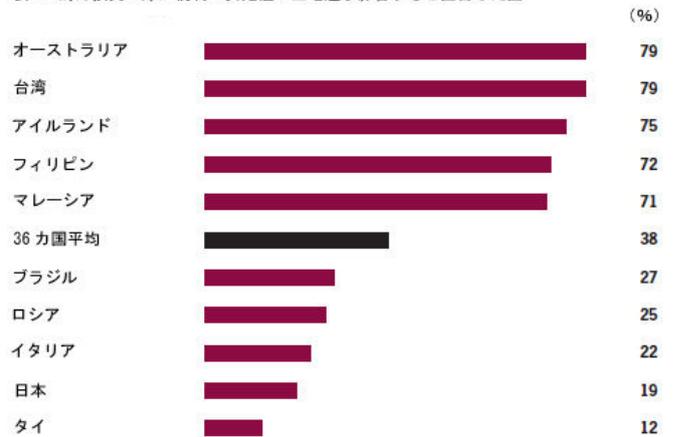
Yoichi Ishizuka
Grant Thornton, Japan



税制の安定性

投資対象国においては、安定性は税制ばかりではなく、すべての非公開企業 (PHBs) は、政府の安定性も求めます。本調査の世界平均で34%以上の非公開企業 (PHBs) は、その国の税制の安定性の程度が投資に影響すると回答しています。この回答率はフィリピンやマレーシアのように自国で政治的不安定を経験した非公開企業 (PHBs) で高い傾向があります。しかしながら、アイルランドやオーストラリアなど、政治的に安定しているとみられている国の大部分のPHBsは財政の安定性を望んでいます。

表 9：海外投資の際に税制の安定性が立地選び影響すると回答した国



Source: Grant Thornton IBR 2010

法人所得税

非公開企業(PHBs)が海外投資をする場合、低い法人所得税は税制上の優遇措置の中で常に注目される選択肢の一つです。今回の調査で、非公開企業(PHBs)の39%は他国のどこで事業を開始するかを決定する際、低い法人所得税に影響されると答えています。しかしこの数字は2009年(42%)と2008年(48%)より低くなっています。国によっては法人所得税に関して、負担というより責任を果たしていると考え、異なった見方をしています。例えば海外投資の決定に当たり日本の非公開企業(PHBs)のわずか29%が低い法人税に左右されるとしています。

優遇税制措置

事業投資に対しての5年間の免税期間などの十分な特定の優遇税制措置は他国への投資決定に大きな影響を及ぼします。14カ国の非公開企業(PHBs)にとってこれは最も影響力のある税選択で、リストのトップは台湾(84%)、オーストラリア(80%)、フィリピン(76%)です。これに比べ日本は20%、スウェーデンは22%のみ、左右されないと答えています。

投資インセンティブ

PHBsは投資に関する税優遇措置を他の種類の財政的インセンティブほど高く評価しない傾向があります。回答者のちょうど31%は他国で営業拠点を開く際、活用が可能か確認する、と述べています。この回答は2009年(36%)、2008年(41%)と比較し減少しています。スカンジナビア諸国は投資優遇措置に特に関心が薄く、平均、僅か18%が影響されると答えています。投資に対しての税の優遇措置は台湾(80%)やマレーシア(76%)の非公開企業(PHBs)では重要視されています。



英国の税の仕組みはこの10年間で大きく変化し、今年はそれが顕著になると予想されています。英国は安定し、事業を行うのに的確な場所でしょうか。企業の定着や参入を促すことは、どの政府にとってもチャレンジです。

Francesca Lagerberg
Grant Thornton, United Kingdom



ベルギーでは給与に関連する租税が非常に高く、手取りの給料1ユーロ毎に経営者は3ユーロの総費用を負担します。社会保障給付金だけでも被雇用者の給与総額の40%に達します。経営者にとって給与総額の負担は昨年増加しました。なぜなら給料は法律により生計コスト指数と連動しているからです。これにより企業が経済危機によってあらゆる分野を圧縮した2009年1月に、経営者は4%給与を上げざるをえなかったのです。

Georges Keymeulen
Grant Thornton, Belgium



前進への道筋：さらなる協力体制を

世界中で税制にある根本的な変化が起こりつつあります。非公開企業(PHBs)にとっても、この不安定さが公開企業である多国籍企業と同様に、税のリスクを増加させています。しかしながら、非公開企業(PHBs)は必ずしも多国籍企業と同じように、課税制度が有利な場所を見つけ別の国や地域に、自社の事業を移転する裁量があるとは限りません。

非公開企業(PHBs)が事業を他国に拡大する場合、その国の税制は必ずしも議題の上位にはならず、場合によっては、投資決定後まで考慮されません。税は事業にとってまさに費用であり、非公開企業(PHBs)のオーナーは参入する国々の税の仕組みにもっと注意を払うべきです。

外国の税制が詳細に考慮される場合に非公開企業(PHBs)は自国で負担であった種類の税負担を軽減するような、投資の優遇措置を見つけようとする傾向があります。例えば北欧の非公開企業(PHBs)は給与に関連する租税が最も重荷と考えています。北欧企業が他の国に事業を拡大しようとする場合、その40%がどの程度給与に関連する租税があるのか、また、新規の事業は負担できるかを考えます。

世界中の非公開企業(PHBs)は常に税制の安定を求めます。安定した税制は分かりやすく、遵守し易いからです。

しかしながら国際企業を誘致したり定着させるには、世界中の税制が、より協調的になる必要があります、そのためには変化が必要です。

主要国の政府の役割は整然として国際課税制度への動きを上手に管理することです。全ての利害関係者との対話が重要であり、大規模な多国籍企業ばかりでなく非公開企業(PHBs)の話に耳を傾けることです。それには政府間の協力が不可欠ですが、政治家は本能的に、税の仕組みに長期にわたる簡素化と安定性を吹き込む動きとは反対に自国の税基盤を守ろうとするため、これは多大な政治要求です。

中堅企業経営者の意識調査—概要

分析手法

- 実施期間： 日本:2009年10月19日～11月27日、インターナショナル：10月上旬日～11月下旬
- 参加国数： 36カ国
(アジア太平洋地域)日本、中国、香港、台湾、シンガポール、タイ、ヴェトナム、フィリピン、インド、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド
(EU)ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ポーランド、スペイン、スウェーデン、英国
(北米)米国、カナダ
(中南米)アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ
(その他)ロシア、トルコ、アルメニア、南アフリカ、ボツワナ
- 調査対象： 7,400名の世界の的中堅企業ビジネスリーダー、または経営トップ
- 調査実施会社： 日本では株式会社日経リサーチが日本国内における調査を実施。36カ国同時調査の一貫性保持のため、国際的な調査会社である Experian Business Strategies Limited が取りまとめを行った。
- 調査方法： 日経リサーチ社所有の事業所データベースから、従業員数100～750人の全国の非上場中堅企業をランダムに5,000社抽出し、郵送によるアンケート調査を実施。298社の回答を得た。

グラント・ソントン インターナショナルでは「中堅企業経営者の意識調査」の回答1件につき、5米ドルをユニセフ(unicef)に寄付している。2010年度調査の寄付金は37,000米ドルを上回る見込み。

太陽 ASG グループ(グラント・ソントン加盟事務所)

- 所在地： 東京都港区北青山1-2-3 青山ビル9F
- 代表： 本田親彦(公認会計士)
- グループ会社： 太陽 ASG 有限責任監査法人、グラントソントン太陽 ASG 税理士法人、グラントソントン太陽 ASG 株式会社、株式会社太陽 ASG アドバイザリーサービス
- URL： www.gtjapan.com

太陽 ASG グループは、世界100カ国、500カ所以上の拠点をネットする国際会計事務所「グラント・ソントン」の加盟事務所です。2006年1月1日付太陽監査法人と ASG 監査法人が合併し、新たに太陽 ASG グループを構成しました。国際水準の監査の他、オーナー系企業・中堅企業への各種業務・コンサルティングサービスの提供についてはトップクラスの実績を誇ります。

<太陽 ASG グループが提供する事業領域>

監査・保証業務、IPO、内部統制、公益法人・財団法人、アドバイザリーサービス、税務戦略・税務サービス、国際税務、企業評価・事業評価、M&A・コーポレートファイナンス、ファミリービジネス・事業承継、外資系企業サービス、財務業務管理システム

グラント・ソントン

グラント・ソントンは、監査・税務・経営コンサルティング・会計サービスを提供する6大国際会計事務所グループのひとつです。世界100カ国以上、500カ所以上の拠点、2,600名のパートナー、30,000人の従業員を擁します。各グラント・ソントンの拠点は、全世界で共通の高品質なサービスの提供にコミットしており、クライアントの全世界あらゆる場所におけるビジネスの展開をサポートします。日本では太陽 ASG グループ(太陽 ASG 有限責任監査法人、グラントソントン太陽 ASG 税理士法人、グラントソントン太陽 ASG 株式会社、株式会社太陽 ASG アドバイザリーサービス)が、グラント・ソントンの日本メンバーとして国際水準を導入した会計コンサルティングサービスを提供しています。

本件に対する問い合わせ先

太陽 ASG グループ マーケティング・コミュニケーション 担当 藤澤清江
TEL：03-5770-8855 FAX：03-5770-8830 email：t-asgMC@gtjapan.com

Tax contacts in IBR participating economies

<p>Argentina Grant Thornton Fernando Fucci T +54 11 4105 0000 E ffucci@gtar.com.ar</p>	<p>Denmark Grant Thornton Hanne Sogaard Hansen T +45 35 27 13 61 E hsh@grantthornton.dk</p>	<p>Malaysia SJ Grant Thornton Seah Siew Yun T +60 3 2692 4022 E seah@gt.com.my</p>	<p>South Africa Grant Thornton Mike Teuchert T +27 21 481 9123 E mteuchert@gtct.co.za</p>
<p>Armenia Grant Thornton Amy ot Armand Pinarbasi T +374 10 26 09 64 E armandpinarbasigta.am</p>	<p>Finland Grant Thornton Santeri Kääriäinen T +358 9 51 23 33 19 E santeri.kaariainen@gtfinland.com</p>	<p>Mexico Salles, Sáinz-Grant Thornton S.C. Luis Arguelles T +52 55 54 24 65 33 E larguelles@ssgt.com.mx</p>	<p>Spain Audihispana Grant Thornton Francisco Benede T +34 93 206 39 00 E fbenede@ahabogados.com</p>
<p>Australia Grant Thornton Peter Godber T +61 07 3222 0200 E pgodber@grantthornton.com.au</p>	<p>France Grant Thornton Jérôme Bogaert T +33 1 53 42 61 61 E jbogaert@avocats-gt.com</p>	<p>Netherlands Grant Thornton Jacob Mook T +31 182 53 19 22 E jacob.mook@gt.nl</p>	<p>Sweden Grant Thornton Monica Soderlund T +46 8 563 070 74 E monica.soderlund@grantthornton.se</p>
<p>Belgium Grant Thornton Georges Key meulen T +32 2 469 0100 E gkeymeulen@grantthornton.be</p>	<p>Germany Grant Thornton Paul Forst T +49 211 49 55 49 295 E paul.forst@dus.grantthornton.de</p>	<p>New Zealand Grant Thornton Greg Thompson T +64 (0)4 495 3775 E greg.thompson@nz.gt.com</p>	<p>Taiwan Grant Thornton Jay Lo T +886 2 275 82 688 E jay@gti.com.tw</p>
<p>Botswana Grant Thornton Rajesh Narasimhan T + 267 -3912983 E nrjesh@grantthornton.co.bw</p>	<p>Greece Grant Thornton Sotiris Gioussios T +30 2 10 72 80 000 E sgioussios@grant-thornton.gr</p>	<p>Philippines Punongbay an & Araullo Marivic C. Españó T +63 2 886 5511 E mariv ic.espano@pna.ph</p>	<p>Thailand Grant Thornton Edward Strauss T +66 2 205 8120 E edward.strauss@gt-thai.com</p>
<p>Brazil Terco Grant Thornton Sergio Kubiak T +55 11 3054 0261 E kubiak@tercogt.com.br</p>	<p>Hong Kong Grant Thornton Gary James T +852 3746 3137 E gary.james@gthk.com.hk</p>	<p>Poland Grant Thornton Frackowiak Dariusz Bednarski T +48 22 205 48 41 E bednarski.dariusz@gtfr.pl</p>	<p>Turkey Grant Thornton Aykut Halit T +90 0 212 373 0000 E aykut.halit@gtturkey.com</p>
<p>Canada Raymond Chabot Grant Thornton Jean Gauthier T +1 514 393 4789 E gauthier.jean@rcgt.com</p>	<p>India Grant Thornton Pallavi Joshi Bakhru T +91 11 4278 7016 E pallavi.bakhru@wcgt.in</p>	<p>Puerto Rico Kev ane Grant Thornton María de los A. Rivera T 787-754-1915 E maria.rivera@kev ane.com</p>	<p>United Kingdom Grant Thornton Francesca Lagerberg T +44 207 728 3454 E francesca.lagerberg@gtuk.com</p>
<p>Canada Grant Thornton Gary Dent T +1 416 360 4972 E gdent@grantthornton.ca</p>	<p>Ireland Grant Thornton Frank Walsh T +353 1 6805 607 E frank.walsh@grantthornton.ie</p>	<p>Russia Grant Thornton Alexander Sidorenko T +7 495 258 99 90 E asidorenko@gtrus.com</p>	<p>United States Grant Thornton Jeff Olin T +1 312 602 8014 E jeff.olin@gt.com</p>
<p>Chile Surlatina Auditores Jose Luis Aviles T +56 2 651 3000 E javiles@gtchile.cl</p>	<p>Italy Grant Thornton Bemoni & Partners Alessandro Dragonetti T +39 02 760 08 751 E alessandro.dragonetti@gtbemoni.it</p>	<p>Singapore Foo Kon Tan Grant Thornton Albert Ng T +65 6304 2359 E ng@grantthornton.com.sg</p>	<p>Vietnam Grant Thornton Ronald Parks T +84 8 3910 9100 E ronald.parks@gt.com.vn</p>



www.gti.org
www.internationalbusinessreport.com

© 2010 Grant Thornton International Ltd. All rights reserved. Grant Thornton International Ltd (Grant Thornton International) and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered independently by the member firms.